

スタートアップ企業向け専門家派遣実施業務 企画提案募集に関する質問に対する回答

令和7年8月18日

宮城県経済商工観光部新産業振興課

No.	質問	回答
1	開催方法（現地開催・オンライン開催）については、発注者と協議の上決定するとあるが、現地開催の場合の会場や設備について宮城県の施設を借用することは可能か。	開催にあたり、県施設の利用については発注者と協議可能ですが、確保を保証するものではないため、県施設以外の利用も想定した企画提案をお願いします。
2	宮城県外在住の専門家の派遣は可能か。また、その場合、選定において不利になる可能性はあるか。	可能です。専門家の所在地に制限は設けておりません。選定においては、募集要領別紙審査項目の評価基準に沿った形で審査を行います。有利・不利の回答は出来かねます。
3	専門家から企業への指導・助言は、原則オンライン実施とあるが、企業の要望や課題内容に応じて対面で実施することは可能か。その場合の旅費・交通費は委託費に含めてよいか。	対面での実施がより効果的であると考えられる場合は実施可能ですが、オンラインと対面の双方で実施できる設計とした企画提案をお願いします。必要費用は、上限額の範囲内で計上して差し支えありません。
4	オンライン指導において、使用可能なオンラインミーティングツールに制限はあるか（例：Zoom、Teams など）。	広く一般に利用が可能なものであれば特段の制限はありませんが、企業側に費用負担が生じない方法での実施をお願いします。
5	課題抽出のヒアリングはオンラインでのみ実施しても差し支えないか。	お見込みのとおりです。
6	セミナーのテーマや内容について県からの指定はあるか。また、複数回開催による参加者数の分散は可能か。	指定はありません。複数回開催も可能ですが、その必要性がわかるような企画提案をお願いします。
7	セミナーは現地開催またはオンライン開催と記載があるが、現地とオンラインを併用したハイブリッド形式での実施は可能か。	お見込みのとおりです。

No.	質問	回答
8	オンライン開催の場合、セミナーの録画は必要か。	録画は必須ではありません。業務運営上必要が生じる際は、実施願います。
9	セミナーの参加者上限は「最大 30 名程度」とあるが、この人数を超えて開催することは可能か。	可能ですが、30 名を超える集客目標を掲げる際は、その理由を説明願います。
10	派遣対象となるスタートアップ企業の具体的な選定基準は何か。	原則、「テック系スタートアップ・サポートコンソーシアム宮城（テクスタ宮城）」に加入している支援対象企業を派遣対象とします。 参考 URL https://techsta.pref.miyagi.jp/startuplist/
11	テクスタ宮城の既存支援策との連携や役割分担について、県としての考えを伺いたい。	本業務は宮城県が行うスタートアップ支援の一環として、テクスタ宮城が支援対象とする企業の課題解決に資することを目的に実施するものです。派遣後も、テクスタ宮城を含む県による継続的なサポートを行ってまいります。
12	本事業の成功を測る具体的な KPI や成果指標について、県の考えを伺いたい。	本事業は宮城県が行うスタートアップ支援の一環であり、単体で成果を図るものではありませんが、実施にあたっての専門家の派遣回数は 10 回以上に設定しております。
13	宮城県内のスタートアップ企業が特に課題としている分野の傾向を伺いたい。	人材確保、資金、拠点、ニーズ把握などが頻出の課題といえますが、専門家派遣においてはこれに限るものではありません。仕様書（案）「4(4)専門家の選定・派遣」を確認願います。
14	「7 再委託の禁止：受注者は、発注者の承認がある場合を除き、第三者に業務を再委託することはできない。」とあるが、原則 全ての再委託を禁止するという意味か？意図を伺いたい。	業務全体の再委託を禁止するものであって、再委託の可否については、全て発注者との協議・発注者による承認を必要とするという意図であり、全てにおいて再委託を禁止するという趣旨ではありません。

No.	質問	回答
15	過去の類似実績を証する書類について、契約を前提としない類似実績がある場合、契約書や仕様書を添えずに事例内容（スキーム等）を記載して提出することは可能か？また、契約書や仕様書がある実績でも、それが提出できない場合、同様に事例内容を記載して提出することは可能か？	可能ですが、契約書・仕様書等の添付を省略される場合は、可能な範囲で対外的に公表された資料（プレスリリース・フライヤー等）を添付願います。
16	現地開催でセミナーを実施する場合、支援先企業様の集客力向上を目的として、セミナー会場候補の選定を県に相談することは可能か？	お見込みのとおりです。
17	仕様書(案)4(1)には「参加者は最大 30 名程度」とあるが、この人数設定を想定した背景や意図（例：会場規模、対話重視等）があれば伺いたい。また、提案において 30 名を超える集客目標を掲げた場合、評価上の取扱いに変動はあるか？	専門家派遣の活用意向を高めることを目的としたセミナーであるため、広く一般に向けたものではなく、仕様書(案)4(4)イで示す研究開発型の企業にターゲットを絞った実施を想定し当該人数を設定したものです。30名を超える集客目標を掲げる際は、その理由を説明願います。評価は、募集要領別紙審査項目の評価基準に沿った形でを行います。
18	専門家の報酬について、県で設定されている 1 回あたりの設定単価また目安となる金額感があれば伺いたい。	設定単価については回答できかねます。発注者からの指定はありませんので、適切と思われる単価設定を行ってください。
19	専門家による支援先企業へのスポットの経営支援に関して、支援先企業との NDA の締結または業務委託契約が必要となると考えるが、事業運営において、支援先企業と直接受託者が契約を結ぶことは可能か？	県事業として実施するものであり、支援先企業と受注者が直接契約を結ぶことは想定しておりませんが、必要性が高いと思われる場合はそれらを盛り込んだ企画提案をお願いします。また、必要性の検討にあたっては、募集要領「14 機密の保持」を確認願います。
20	No. 19 の質問に付随し、専門家の人選後、専門家との業務委託契約の締結は、受託者が行うか、支援先企業が直接専門家と業務委託契約を締結すべきか、指定はあるか？	県事業として実施するものであり、支援先企業と専門家が直接契約を結ぶことは想定しておりませんが、必要性が高いと思われる場合はそれらを盛り込んだ企画提案をお願いします。

No.	質問	回答
21	仕様では「専門家による指導・助言の派遣回数は10回以上」と記載されているが、提案段階で、例えば20回か30回を最低実施目標として上乗せした計画を提示した場合、審査において加点評価の対象となるか伺いたい。	評価は、募集要領別紙審査項目の評価基準に沿った形で行います。 加点については回答出来かねます。
22	研究開発型（ディープテック分野）の企業では対面による課題深掘りや提言が求められるケースも想定される。派遣専門家が企業要望に基づき現地訪問する場合、当該旅費を本事業の委託料（事業費）に計上することは可能か。計上可能な場合、その算定方法や上限の考え方を伺いたい。	No. 3 の回答を参照願います。算定方法について、発注者からの指定はありません。